



預金口座の売買は 犯罪です!!



- 預金口座の売買（預金通帳・キャッシュカードの譲渡等）は日本の法律により禁止され、売る側も買う側も罰せられることとなります。
- 預金口座を他人にあげたり売ったりすると1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科に処されます